

安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 20 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成 16 年条例第 42 号)の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条から第 3 条まで (略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第 4 条 特別職の職員の通勤手当及び期末手当の支給については、安芸高田市職員の給与に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 44 号。以下</p>	<p>第 1 条から第 3 条まで (略)</p> <p>(通勤手当等)</p> <p>第 4 条 特別職の職員の通勤手当及び期末手当の支給については、安芸高田市職員の給与に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 44 号。以下</p>

<p>「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、給与条例第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 215</u>」とし、同条第 5 項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100 分の 20 とする。</p> <p>第 5 条及び第 6 条 (略)</p>	<p>「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、給与条例第 26 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは、「<u>100 分の 222.5</u>」とし、同条第 5 項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100 分の 20 とする。</p> <p>第 5 条及び第 6 条 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

第 2 条 令和 4 年 6 月に期末手当を支給する場合におけるこの条例の規定による改正後の安芸高田市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第 4 条の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」とし、「同条第 5 項」とあるのは「安芸高田市職員の給与に関する条例及び安芸高田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年安芸高田市条例第 号)附則第 2 条第 1 号中「127.5 分の 15」とあるのは「222.5 分の 15」とし、給与条例第 26 条第 5 項」とする。